

令和 8 年度

沖縄県立泊高等学校

# 「いじめ防止基本方針」

～いじめのない学校づくりにむけて～



沖縄県立泊高等学校

〒900-8610 那覇市泊 3 丁目 19 番の 2

電 話 098-868-1237

F A X 098-868-0618

<http://www.tomari-h.open.ed.jp/>

# 沖縄県立泊高等学校「いじめ防止基本方針」

## I いじめの定義及びいじめについての考え方

### 1. いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

### 2. いじめの認知と対応についての考え方

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- (2) 法の対象とするいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう、当該生徒の表情や様子のきめ細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人の主観の確認や周囲の状況などを客観的に確認するなど慎重に進める。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- (4) いじめられた生徒の立場に立つて「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- (5) いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

**※ 教員がいじめの情報を抱え込んで、学校のいじめ対策組織に報告しないことは、同法違反となり得る。**

- (6) 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別資料（資料①）に例示する。

## Ⅱ いじめ未然防止対策 【平時からの備え】

### 1. 学校全体で取り組む「いじめを許さない雰囲気」の醸成

- (1) 授業(スクーリング)の充実  
(分かる授業の追求や学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)
- (2) HR活動の充実  
(SHR等における行動観察・アンケートを活用し、生徒理解に努める)
- (3) 規範意識の醸成  
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て、居心地のよい学習環境作りに努める)
- (4) 情報モラル教育の充実  
(ネット活用モラル等の高揚を図る)
- (5) 人権意識の高揚  
(いじめは人権侵害であるという意識を高める)
- (6) 部活動の更なる活性化  
(集団行動における協調性やチームワーク等を学ぶ)
- (7) 教師の体罰禁止の徹底  
(教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の模範となる)
- (8) いじめ対策組織が「相談窓口であること」、「いじめられた生徒を徹底的に守り通すこと」を生徒・保護者に認識されるようにする。

### 2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- (1) 歓迎球技大会、スポレク祭等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- (2) 生徒(校友会)総会、生徒生活体験発表大会等で自身の意見を発信し、他者の体験を聴く態度を学ぶ。
- (3) 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- (4) エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- (5) サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット活用モラルを高める。
- (6) 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

## Ⅲ いじめ等の早期発見

### 1. 各種アンケートによる実態把握

- (1) 学校で行うアンケート及び実態調査等
  - ① 学校評価生徒アンケート
  - ② いじめの実態調査アンケート
- (2) 臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
  - ① いじめや盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時的なアンケート

## 2. 日常における教職員の生徒観察

- (1) 担任、教科担当、関係職員のそれぞれの視点で生徒を観察する（資料②）。
- (2) 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける（資料②）。
- (3) 生徒の変化に気づいたら、ひとこと声をかけることを心がける。
- (4) 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。
- (5) 報告・通報・情報共有・記録の徹底。  
(発見者→教育相談係および年次主任→教頭→いじめ対策組織)  
※ 情報共有すべき内容：いつ、どこで、誰が、何を、どのように等

## 3. 保護者・関係機関との連携

- (1) いじめ防止・解決に向けて、保護者や関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- (3) P T A総会、三者面談、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」（資料③）の活用等を呼びかける。
- (4) 警察や弁護士会等の関係機関と日頃から関係づくりをすすめる、必要に応じて連絡・相談する。

# IV いじめ等への迅速対応

## 1. いじめ事案への適切な対処の在り方

- (1) 被害者の立場に立って進める。
- (2) 迅速に詳細を確認する。
- (3) いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、**被害者の気持ちを聴き取り、「いじめ」という言葉以外の表現を用いて指導する。**  
※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有する。
- (4) 情報源を明かさない

## 2. 被害者のケア

- (1) 被害者（知らせた者も含む）の安全を確保する。
- (2) 被害者を徹底的に守り通す。
- (3) 教育相談担当やS Cを中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- (4) 気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

## 3. 被害保護者への対応

- (1) 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- (2) つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに協力・連携

体制を整える。

#### 4. 加害者の特定及び指導（支援を含む）

- (1) 生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で接する。
- (3) 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気付けるようにすることを目標として指導する。
- (4) 暴力を伴ったいじめは、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い指導する。
- (5) 暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。
- (6) カウンセリングや教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要な時は関係機関との連携を行う。

#### 5. いじめをはやし立てる生徒への対応

- (1) 自分の問題として考えさせる。また、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる。さらに、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。
- (2) はやし立てる生徒だけでなく、傍観している生徒もいじめを助長させ、犯罪のほう助罪に問われる可能性があることを理解させるなど、人権教育を踏まえた指導を行う。

#### 6. 関係機関との連携

- (1) 犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。  
※ 教育的配慮や被害者の意向を配慮したうえで
- (2) ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策(Tel:866-0110)、法務局などに相談し、書き込みの削除などの支援を依頼する。
- (3) その他、状況に応じて児童相談所や医療機関などに相談を行う。

## V いじめの再発防止対策

### 1. 事後の再発の有無を常に確認

- (1) 被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- (2) 拡大年次会等の情報交換において、いじめの被害生徒や加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- (3) 「いじめのない学校」をめざし、学校評価アンケート等において実態把握に努める。
- (4) いじめが「解消している」状態の要件は、以下の2点を満たしていることである。
  - ① いじめに係る行為がやんでから少なくとも3ヶ月を経過
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- (5) いじめが「解消している」状態となった後も見守りを続ける

## 2. 外部関係機関との連携・相談

- (1) 地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- (2) 地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

### ①連携機関

#### ●各警察署

●那覇地方法務局：098-854-7950(代表)

●中央児童相談署：098-886-2900

●沖縄県立総合教育センター(教育相談専用ダイヤル)：098-933-7537

### ②相談窓口

●24時間子ども SOS ダイヤル：0120-0-78310

●子どもの人権 110 番：0120-007-110

●子ども若者みらい相談プラザ sorae(ソラエ)：098-943-5335

※ いじめに悩んだり、心配な友達がいたら、気軽に相談して下さい。通話料は無料です。

## VI 校内における委員会(組織)

### 1. 構成員

- (1) 校長(委員長)、教頭、各部の構成メンバーによる。

### 2. 組織の役割

- (1) 未然防止の取組
- (2) いじめの相談・通報を受け付ける窓口(電話相談窓口の周知等を含む)
- (3) いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) 年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCA サイクル)
- (5) 教職員の共通理解と意識啓発(校内研修の企画・実施)
- (6) 生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発(HP 掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者への周知)
- (7) 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- (8) いじめの認定
- (9) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- (10) 重大事態への対応

## Ⅶ 重大事態への対処

詳しい指針や様式等は『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』令和6年8月改定版（以下、『ガイドライン』）を参照すること。

### 1. 重大事態の定義（『ガイドライン』準拠）

- (1) 生徒がいじめにより、心身または財産に重大な被害を受けた疑いがあると認められるとき（自殺企図、障害、精神疾患、財産被害等）。
- (2) 生徒がいじめにより、年間30日を目安に欠席する、または不登校の状態にあるとき。
- (3) 生徒または保護者から「重大な被害がある」と申し立てがあったとき。
- (4) いじめを受けた疑いがある生徒が学校を転校した場合又は退学した場合。

### 2. 初動対応の手順と留意点

- (1) 教職員はいじめ、SNSトラブル等の兆候を把握した段階で、速やかに管理職へ口頭および文書で報告する。
- (2) 校長は、重大事態に該当する可能性を検討し、教育委員会へ速報する。当日または翌日までに行うものとするが、被害生徒が不登校状態にあるなどの場合には7日以内に行う。
- (3) 被害生徒の安全確保（加害生徒の行動制限、別室登校の配慮等）をし、被害生徒と保護者に対し、状況と今後の見通しを丁寧に説明する。
- (4) 校内いじめ対策委員会の緊急招集と初期対応会議の開催（原則3日以内）。
- (5) 教職員間での情報共有を速やかに行い、対応の一貫性を確保する（学年会や臨時職員会議の開催）
- (6) 初期調査記録の作成：日時・内容・対応教職員名を明記し文書保存する。

### 3. 重大事態調査委員会の設置と運用

- (1) 校長は県教育委員会と協議の上、調査委員会を設置する。調査委員会の設置の判断は県教育委員会が行う。
- (2) 調査の主体は県教育委員会が主体となる場合と学校が主体となる場合があり、特に不登校重大事態については対象生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援も目的となるため学校主体で調査を行う。
- (3) 学校が主体となって調査する場合の構成は、学校いじめ対策委員を中心とした場合とすべての調査委員を第三者で構成する場合が考えられる。いじめ対策委員を中心とする場合はいじめ対策委員と校内関係者に加え、第三者性を確保するため、当該学校を担当していない外部の専門家（スクールカウンセラー、弁護士等）を活用する。

### 4. 調査実施の準備

- (1) 被害生徒・保護者への事前説明について。対応は複数名で行い、調査の目的や調査方法、見通しなどを丁寧に説明し、事前説明を通して信頼関係を築いておく（説明する内容はガイドラインの26ページを参照）。必要に応じて同意を得たうえで録音や記録の作成も考えられる。
- (2) 事前説明は2段階で行う。当該事案がいじめ重大事態に当たると判断したときと、調査組織の構成など組織として調査を行う体制が整ったとき。また、記者会見や保護者会など外部に説明する必要が生じた際もその都度生徒・保護者へ事前説明を行う。
- (3) 関係生徒・保護者への事前説明について。【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】について説明を行い、意見の聞き取りや調整を行う。被害生徒・保護者へ調査結果を提示することになることを調査の前に説明する。

(4)関係生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合は、調査が《公平・中立に事案の事実関係を明らかにし、再発防止を目的としている》ことを丁寧に説明し調査への協力が得られるように取り組む。

## 5. 調査の実施

### (1)調査の流れ

- ①学校の基本情報の把握、対応記録等の確認
- ②被害生徒・保護者からの聞き取り
- ③聞き取りやアンケート調査等（教職員、関係生徒、学校外関係機関等）
- ④事実関係の整理
- ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥報告書の作成、とりまとめ

(2)調査は『ガイドライン』の留意事項（p 32～35）に目を通してから進めること。

(3)調査報告書は『ガイドライン』P 35～36に基づき作成する。

## 6. 調査結果の報告と対応

### (1)被害生徒・保護者に対する調査結果の説明

調査報告書本体または概要版資料を提示し口頭で説明する。その際加害生徒へのプライバシーや人権の配慮も考慮する。被害生徒・保護者から所見書を地方公共団体の長へ提出できることも説明する。

### (2)加害生徒・保護者への説明も行う

被害生徒・保護者からの要望を踏まえて処理を行った調査報告書で説明する。

(3)学校の設置者は地方公共団体の長へ調査結果を説明する。その際、被害生徒・保護者から所見書が出されていれば併せて説明する。また文部科学省へ報告書を提供する。

### (4)調査報告書の公表

調査報告書の公表は、いじめ防止対策の契機となるが、情報の漏洩は二次被害等の様々な影響を勘案する。公表するか否かは、学校の設置者又は学校が判断する。

(5)内容に応じた再発防止措置を策定し、校内全体へ共有する。

## 7. 被害・加害生徒への支援策

### ■ 被害生徒

- ・家庭や関係機関、心理・福祉の専門家と連携して学習支援や登校支援を行う
- ・加害生徒との間で長期的な環境調整が必要となる。進学・転校などを含め、適切な引継、継続的な見守りを行う。
- ・学習支援として課題配慮、進路指導の柔軟化を行う。

### ■ 加害生徒

- ・法に基づくいじめの定義等の説明をし、成長支援の観点から関係機関を活用し指導・支援を行う。保護者にも協力を依頼しながら行う。
- ・いじめを犯罪行為として取り扱う場合にはいじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項にも基づき、警察署と連携して対処する。必要に応じて懲戒を検討する。

## 8. 再発防止策の実施

- ・これまでのいじめ防止の対応の見直しを行い、再発防止策の確実で継続的な実施に取り組む。

## いじめの態様と対応の目安

『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！！

段 階	態 様	学校の対応
<p><b>PHASE IV</b> (末期段階)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 深刻な被害</li> <li>● 被害者に事件化の意志有り</li> </ul>	<p>③ 身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。</p> <p>② 執拗な金銭の強要等がある。</p> <p>① 治療を要するケガを負わされる。 など</p> <p>③ 断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。</p> <p>② PHASE IやIIの段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。</p> <p>① 明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。</p> <p><b>※性的ないたずらについては、ケース会議を開き関係機関と早急に連携を行う。</b></p> <p>など</p>	<p>警察へ「通報」</p>
<p><b>PHASE III</b> (中期・後半期)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導が困難</li> </ul>	<p>⑥ 恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。</p> <p>⑤ 「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。</p> <p>④ (軽い) ケガを負わされる。</p> <p>③ 窃盗を強要(万引きの見張り役等も含む)される。</p> <p>② 被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。</p> <p>① 仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える(仲間はずれ、集団による無視など)。 など</p>	<p>警察へ「相談・通報」</p>
<p><b>PHASE II</b> (中期・前半期)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害のエスカレート</li> <li>● 手口の多様化</li> </ul>	<p>⑨ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</p> <p>⑧ 写真をネットに勝手に掲載される。</p> <p>⑦ 言葉やネット上での誹謗中傷(冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等)を受ける。</p> <p>⑤ 物をぶつけられる。 ⑥ いじられ役になる。</p> <p>④ 物を借りて返さない。金品をたかられる。</p> <p>③ ケンカを強要される。</p> <p>② 軽くぶたれたり、けられたりする。</p> <p>① プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 など</p>	<p>校内規定に準じ、指導・支援を行う</p>
<p><b>PHASE I</b> (初期段階)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 軽微ないじめ</li> </ul>	<p>③ ケンカを強要される。</p> <p>② 軽くぶたれたり、けられたりする。</p> <p>① プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 など</p>	

※「発達障がい」「外国人児童生徒」「性同一性障害」「東日本大震災被災者や原発事故避難者」

などへ配慮した対応も必要である。

資料②

## 学校における生徒観察の視点

場 面 等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人であることが多い <input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時 (夜間部給食)	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人が残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> 反抗的態度が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> 目立つ服装をしてくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

## 家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしづらくなった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないとあって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

沖縄県立泊高等学校

■電話番号 : 098-868-1237

■FAX番号 : 098-868-0618

■<http://www.tomari-h.open.ed.jp/>

